

第2回門真市営住宅指定管理者候補者選定委員会

会議名称	第2回門真市営住宅指定管理者候補者選定委員会
開催日時	令和7年9月30日(火) 午後1時から午後3時
開催場所	門真市役所別館3階 第3会議室
出席者	(委員) 岡田委員、飯島委員、北岡委員、野田委員、艮委員 (事務局) まちづくり部:高田次長 都市政策課:白川課長、辻井参事、小阪課長補佐、奥松主査
案件	(1) 審査方法について (2) 書類審査 (3) プrezentーション審査 (4) プrezentーションにおける質疑応答 (5) 集計 (6) 総合評価 (7) 指定管理者候補者の選定 (8) 今後の日程について

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より、第2回門真市営住宅指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は、皆さま大変お忙しいところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日は、委員5名中、5名の出席をいただいており、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第10条に規定されている委員の半数以上の出席となっておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。開会に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に確認をお願いします。

まず、本日の議事次第でございます。

次に、「第2回選定委員会 座席表」です。

次に、「申請団体からの申請書類一式」です。

次に、「申請団体からの追加書類」です。

次に、「資料1 選定方法及び採点について」です。

次に、「資料2 書類審査評価基準表兼採点表」です。

次に、「資料3 プレゼンテーション審査評価基準表兼採点表」です。

お手元の資料が不足している方がいらっしゃいましたら、お申し出くださいます
ようお願いいたします。

揃っておられるようですので、それでは、岡田委員長、議事運営のほどよろしく
お願いいたします。

【委員長】

皆様、お忙しい中、第2回選定委員会にご参集いただき誠にありがとうございます。本日は、書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。それでは、事務局から案件「審査方法について」の説明をお願いします。

【事務局】

それでは、案件「審査方法について」ご説明をさせていただきます。

資料1の「選定方法及び採点について」をご覧ください。

まず、前回の第1回選定委員会において、第2回選定委員会で書類審査、第3回選定委員会でプレゼンテーション審査を行うとご説明いたしましたが、応募の結果、申請団体が1者のみであったため、今回の第2回選定委員会で書類審査及びプレゼンテーション審査を合わせて行い候補者の決定まで実施します。

まずは書類審査といたしまして、申請団体から提出された書類について、30分間、中身の審査を行っていただきます。

なお、審査中に質問事項が生じた場合や意見交換、協議の必要がある場合は、委員長にお申し出ください。

採点方法につきましては、資料2「書類審査評価基準表兼採点表」に直接採点を記入していただきます。

評価項目のうち、色塗りしております、特定公共賃貸住宅にかかる事業提案に関する家賃収入率及び指定管理料の額につきましては、事務局が採点基準に基づいた計算を行い、全委員の評価とさせていただきます。こちらについては、既に事務局にて採点を記入しております。

また、同じく色塗りしております「職員の雇用確保の方策と労働条件」、また、そ

の下にございます「財務基盤」につきましては、専門的知識をお持ちである委員の評価を全員に採用するということを前回委員会で決定しておりますので、採点終了後、改めて両委員に伺いますので点数のご報告とその理由についてご説明をお願いいたします。その他の項目につきましては、応募書類の中から評価項目に対応する部分をご覧いただき、配点の範囲内にて採点をお願いいたします。

書類審査の得点につきましては、委員1名につき、200点満点とし、5名の委員で合計1,000点満点です。書類審査が終わりましたら事務局にて、採点表を回収させていただきます。

次に、プレゼンテーション審査といたしまして、プレゼンテーション及び質疑応答について審査していただきます。プレゼンテーション審査の流れをご説明いたします。書類審査終了後、採点表を回収いたしましたら、プレゼンテーション審査のため、申請団体に入室いただきます。入室後、5分程度を準備時間とし、準備が整い次第、はじめに事務局より、「貴団体の役員等に本市の市長、議員が加わっていないか」、「貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいないか」の2点について確認をさせていただきます。その後、15分のプレゼンテーション、15分程度の質疑応答となります。質疑応答につきましては、プレゼンテーションの内容以外に応募資料の内容について質問を行っていただいても構いません。プレゼンテーション及び質疑応答が終わりましたら、申請団体には退室していただきます。

その後、プレゼンテーション及び質疑応答の結果をもとに採点を行っていただき、その結果を資料3「プレゼンテーション審査評価基準表兼採点表」に直接記入していただきます。審査につきましては、10分程度を目安に行っていただければと思います。なお書類審査と同様に、意見交換等が必要な場合は委員長にお申し出ください。

配点につきましては、委員1名につき100点とし、5名の委員で合計500点満点とします。採点が終了いたしましたら、事務局が採点表を回収し、集計作業に入り、その間は、一時休憩とさせていただきます。集計作業が終わりましたら事務局からお声かけさせていただきます。

今回は申請団体が1者ですので、集計結果を踏まえて申請団体を指定管理者候補者とするか決定していただくこととなります。書類審査1,000点とプレゼンテーション審査500点の合計1,500点のうち、6割である900点以上であれば

候補者として決定します。以上で簡単ですが、説明を終わります。

【委員長】

案件 「審査方法について」は以上となります。なにかご質問・ご意見はございますでしょうか。

【各委員】

特になし

【委員長】

それでは、ただいまから案件 「書類審査」に進みます。

時間は 30 分間となります。審査するうえでご質問やご意見などがあれば、適宜ご発言ください。では、開始してください。

(書類審査開始)

【事務局】

書類審査終了 5 分前となりました。

【事務局】

終了してください。

【委員長】

皆様、採点は終わられましたでしょうか。

それでは、委員より「職員の雇用確保の方策と労働条件」の点数とその評価となった理由をお聞かせください。

【委員】

10 点です。減算すべき理由は特にありませんでした。

【委員長】

ありがとうございました。

続いて、委員より「財務基盤」の点数とその評価となった理由をお聞かせください。

【委員】

はい、点数は 8 点です。理由としまして、財務諸表の貸借対照表及び損益計算書を分析したものですけれども、直近の 2025 年(令和 7 年)3 月期の貸借対照表を見ますと、純資産比率 68.8% とあります。一般的には 30% から 40%、厳しく言っても 50% 以上あれば、倒産リスクがないと言われている数値の中で、68.8% ということで倒産リスクはないと判断します。

貸借対照表の中でも特に流動比率、これは流動資産 ÷ 流動負債ですけれども、これが 150% 以上あれば、短期的な資金繰りには問題ない、厳しく言っても 200% を超えれば問題ないというところで 269.3% ありますので、そういった意味では、短期的な資金繰りにも問題がないということで、純資産比率も高く、資金繰りにも問題がないと判断します。

次に、損益計算書を見ますと、経常利益率が 6.2% ということで、一般的に 4% 程度以上あれば問題ないということですけれども 6.2% ということですので、損益計算書も問題なしと判断します。

気になったのが、令和 5 年 3 月 31 日と令和 6 年 3 月 31 日を比べると、資産が 644 億円から 399 億円へと、とても減少しております。

1 番上のところが 644 億円から 399 億円ということで 245 億円、資産が減っています。これは、事業報告書を確認すると日本管財株式会社から日本管財ホールディングス株式会社という会社への移行にあたり、日本管財ホールディングス株式会社に資産の移転や配当を出しているために、大幅に減少しているだけであって、そういう意味では、それほど直近の財務諸表に問題がないので、8 点とさせていただきました。

【委員長】

ありがとうございました。

各委員は、今報告いただいた点数を記入してください。

何か他に委員の皆様よりご意見はございますでしょうか。

他にご意見がないようでしたら、採点を終了いたします。

事務局でそれぞれの採点表を回収してください。

【委員長】

それでは、案件 「プレゼンテーション審査」を開始いたします。

事務局は申請団体を室内に誘導してください。

(日本管財株式会社入室)

【事務局】

まずははじめに、事務局より2点確認させていただきます。

貴団体の役員などに本市の市長、議員が加わっていませんでしょうか。

【日本管財株式会社】

加わっていません。

【事務局】

次に、貴団体の構成員に暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する者はいませんでしょうか。

【日本管財株式会社】

おりません。

【事務局】

それでは、ただいまよりプレゼンテーションを行っていただきます。時間は15分間です。プレゼンテーションの終了3分前になりましたら、事務局よりベルでお知らせします。

プレゼンテーション終了後は、質疑応答としまして必要に応じて委員からプレゼンテーション及び応募資料等に関する質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。

また、プレゼンテーション及び質疑応答で発言された内容はすべて記録され、貴

団体が今後、施設管理の運営を行っていただく上で、原則として遵守していただくものとなりますことを申し添えます。

それでは、プレゼンテーションを開始してください。

(日本管財株式会社によるプレゼンテーション開始)

門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示

【事務局】

プレゼンテーション審査終了3分前です。

(日本管財株式会社によるプレゼンテーション終了)

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移らせていただきます。

【委員】

様式第3号の管理業務収支計画書について、支出項目は具体的に、内訳欄は積算基礎及びその他詳細に記入してくださいと書かれております。

これに対して、提出されている様式第3号の各項目及び様式第2号の施設事業計画書の72ページ、管理経費の縮減に関する基本的な考え方のところでも伺っておりますけれども、このあたりにつきまして、積算など、より詳細にご説明をお願いします。

【日本管財株式会社】

管理経費の縮減に対する取組の中によろしいでしょうか。

【委員】

内訳において、例えば管理業務収支計画書の内訳で例にあげますと、人件費の項目として、センター員における人件費等と書かれております。つぎに様式第2号の72ページのほうですと、センター長をはじめ総勢17名の職員の給与等計上

していると記載がありますが、1名ずつの積み上げなど、より詳細な積算基礎などが書かれていないように見受けられますので、もう少し具体的な積算について説明できるでしょうか。

【日本管財株式会社】

様式第2号施設事業計画書の71ページにも具体的方策を載せさせていただいているが、具体的なその経費縮減策としては、現行の指定管理業務と異なり、人件費、維持管理費等に関して、年度ごとで予算を分けて、算定させていただいております。というのも前回5年間は、一定の毎年同額の金額でしたので、昨今の情勢ですと、人件費なども年々、最低賃金が上がっていったりなど、それに伴う、保守点検の維持管理に関する費用も上がっていくという、物価高騰もございますので、どうしてもそちらに照らすと、年度ごとに積算をするほうがよいと考え、より現実に合わせた形で、積算をしております。

そのため、年度ごとで人件費あるいは維持管理費、修繕費に関しては、より今の現実に即した形で提出させていただいているという次第なので、基本的な考えとしては、人件費であれば今年でしたら5.6%上昇というのが建築保全の労務単価の基準の数値等も意識しながら出させていただいております。

【委員】

確かに、人件費等が増加するのは分かりますけれども、人件費でも17名のうち、誰がいくらかなど、より細かい金額は説明できませんか。事務費についても、事務所にかかる車両や通信費について記載がありますが、なにがどのように5年間で上昇していくなど、そのほかにも、事業費のうち、施設管理、空き家修繕、一般・緊急修繕なども、それぞれ項目ごとに、より詳細な内訳を想定しておられ、それが年度を経るたびにどのように金額は上昇していくのかという細かい金額と説明についてはありませんか。

【日本管財株式会社】

人件費については、現在の指定管理者でございますので、現在の賃金水準をもとに、先ほど申しました建築保全の労務単価の上昇率約6%ほど上がっていくということをございます。

施設管理費については、実際この 5 年間の中で、協力業者から年間の契約料を上げてほしいというお声も頂きながら、それをベースに載せてるところもございますので、当然業態によって、上げ幅が異なりますので、なかなかこれ一律に何%とは申し上げにくいものです。人件費に関しましては、いわゆる労務単価の基準に即してですね、6 %ほど上がるという形で出さしてもらっております。

【委員】

我々も検討するに当たって、現状の金額に関する情報がありませんので、積算基礎その他詳細にと記載がされておりますので、もう少し詳細な金額の記載がないと、現在記載いただいている金額の妥当性が判断しがたいです。

もう 1 点の質問として、同じく様式第 3 号の管理業務収支計画書の支出の項目における、その他の本部経費等の一般管理費につきましては、様式第 2 号の施設事業計画書の 73 ページ、本部経費の計上の有無及び計上する場合はその額と考え方というところに、「弊社は、本部経費(一般管理費)において会社全体の役務収益(売上)の 11.978 %を計上しております、これは国土交通省が制定している建築保全業務積算要領の考え方とも合致している」とありますが、この 11.978 %というのが、国土交通省が制定している建築保全業務積算要領のどこかに記載があるのですか。

【日本管財株式会社】

国土交通省で公表されている建築保全業務積算要領について、メンテナンスの設備ごとに数値は分かれてるんですが、大体 8 から 10 %ぐらいの場合、清掃業務で言いますと非常に高くてですね、14 から 16 %ぐらいの間で一般管理費は、民間企業ぐらいで設定して積算をしなさいよという資料を公表しておりますので、その間に入っているということを表現させていただいております。

8 から 13 を基準とすると、入っているということで、その範囲内での考え方はマッチしているというふうに考えております。

【委員】

国土交通省の書かれている一般管理費というのは、例えば、販売費及び一般管理費であれば、人件費とか事務費とか全部入ったものを一般管理費と呼んでいる

けれども、国土交通省の指している一般管理費と様式第3号の管理業務収支計画書の支出項目のその他において、御社が記載している本部経費等の一般管理費が一致しているのかどうかという点をお教えください。

【日本管財株式会社】

この表記の仕方についてですが、本部全体にかかっている諸経費と理解頂いたら結構でございます。こちらに書いてない部分ございますが、その他の項目では、家賃であったり、本部で持つてある、車両であったり、会社全体で会社を担うために必要としている諸経費全てをこの中の費用として、一応各契約者様とか、指定管理業様には、さらにはそういった形で一応積算に入れさせていただいているということをご説明させていただいている。

【委員】

本部経費というのは、指定管理者以外の事業者さんそのものという理解ですか。

【日本管財株式会社】

そうです。

【委員】

事業者さんが、指定管理者の事業計画書に記載されているような、研修を行ったり、職員の交通費に対して請求書を送付し、それに基づいて、指定管理者が事業者さんに支払いを行うということですか。

【日本管財株式会社】

現場には指定管理業務以外にももちろん、当社だけでも数千人ありますので、それらの人間が全ての労務管理も含めてですね、現場を本部として、現場の人間を労務管理する費用なども含めた全てです。請求書などは特にもちろん発行はしておりません。会社の費用のたてつけといいますか、処理の中で、一般管理費全体の全ての事業に対して、上乗せさせていただいているものとして、一応計上させていただいている、社内にもそのような説明です。

【委員】

本部経費以外のものであれば、例えば、人件費は従業員さんにお金を払いますので、費用に対して支出があります。水光熱費についても費用に対して支出があります。本部経費というのは、その費用に対して支出はあるわけですか。

【日本管財株式会社】

これ自体が基本的には全て支出の金額というイメージです。

【委員】

仕訳を切るとすると、本部経費の相手科目は何になりますか。

【日本管財株式会社】

いただく指定管理料のうちこの部分を一般管理費として、全てイコールで、この費用を頂いてるというような積算になります。

【委員】

門真市から頂いている部分が収入であって、下に支出の項目があります。

支出の項目に各費目があって、基本的に費用が発生することは何らかの支出、お金の発生が伴うものだと思っています。

指定管理者としては、本部経費に関して、費用は発生するけれども、何ら支出もないということですか。

【日本管財株式会社】

支出はもちろん本部側にも職員のポストであったり、当社が持っているビルなどの家賃であったり、維持管理必要となってくると、全ての支出が部分がそれになります。

【委員】

これまで門真市で指定管理の実績を積んでこられたなかで、今回の資料の中にもありますように見えてきた課題を説明願います。また、それに対して次期指定管

理者となれば、特により一層、力を入れていきたいなというものについて説明願います。

【日本管財株式会社】

建物のほうですね、観点から申し上げますと、やはり築年数が古い住宅もございますので、最近はやはり水漏れの事故、配管関係がやっぱり、故障してしまって、漏水の事故がありましたというようなこと。

それに関しての修繕等は進めさせてもらっていますけども、ただ全体的な話として、1個1個を直すのではなくて、やはり全体的に見直していくべきではないかなど。

あと入居者に関しても、入居されてる方の年齢層が高くなっていますので、1人で居住が困難な入居者については関係各署と連携し、支援者をどのように増やしていくかっていうことかなと。

また、今後大阪府営住宅の三つの住宅が市に移管されてくる予定ですが、一応府営住宅の時代も、管理しておりましたので、その経験を生かしてですね、潤滑に、移行していければ、あとは制度のほうですけども、既存住宅と移管されてくる住宅のほうで若干ルールが違って、そこをどのように調整をしていくかとか、1例で言いますと減免制度についてですが、これを継続するのか、もうそれをなくしていくのか、それをどのように住民の方に理解していただくかというような課題があります。

【委員】

他の自治体でも事業者は、公営住宅の指定管理を行われていますが、今回提案していただいている自主事業で、特に好評な自主事業とその実績について、説明してください。

【日本管財株式会社】

提案書のほうにも記載をさせていただいてあるんですけども、IoTの電球のところは、現状複数の自治体で導入をさせていただいております。入居者の高齢化がすすみ、孤独死などが問題になっているのでそれを改善することにもつながり、住民のご家族からもご好評頂いてるサービスになっているので、門真市とも協

議の上、導入を進めていければよいと考えています。

また、災害時の自動販売機、収益は門真市と協議になりますが、これについても、他の自治体で導入の事例があります。設置場所については、収益金、利用が多いところを選定するということが前提にはなりますが、集会所に収益金を還元し、いろいろイベントをさせていただき、住民の交流につながるようなイベントの開催など、ご好評頂いていますので、そういうことができればと思います。

【委員】

特定公共賃貸住宅の提案のところで、地域優良賃貸住宅制度に変更するという提案がされていますが、実際どこかの自治体でこういうことをされ、入居者数が増えたというような実績はあるんですか。

【日本管財株式会社】

ご提案をさせていただいてあるんですが、やはり、自治体様での説明、非常にこのプロセスがあるようで、我々もともにこういうことでやり始めるのは想定しているんですが、まだこれをご提案さしあげた自治体様は0ですね。

【委員】

それを実施されたところはまだないということですね。現在の特定公共賃貸住宅に入居者が30世帯程いる中で、残りの空き住戸10室を埋めるために、地域有料賃貸住宅制度に変更するということは、門真市としては難しいと思います。設備面等の拡充などに関する他の提案などはありませんか。

【日本管財株式会社】

制度の変更は、非常に難しいとはいえ、何とか我々も、門真市と一緒にですね、住民への説明であったり、議会への報告など、共有させていただきましたら、その辺、この事務手続や考え方がプロフェッショナルな職員もありますので、そういう人間の知恵を入れながら、一緒にぜひやらせていただきたい。ただ、我々あくまでもお手伝いという立場になりますので、あくまでも主導は門真市様になろうかと思いますので、活動はとどまると思うんです。そのほかに具体的な提案っていうのはちょっと持ち合わせておりません。

【委員】

特定公共賃貸住宅に、令和 9 年度に 3 件の入居契約を想定をされています。令和 8 年度は 0 件の想定ですが、これはなぜ 0 件なのか、令和 9 年度は 3 件の想定であることも含めて、前回の指定管理の 5 年間契約戸数の実績が 2 件に留まっている中で、今回の指定期間の想定として適正な数になってるかどうかお聞かせ頂きたい。

また、放置バイクと自転車の対応について、実際にこういった問題というのは結構いろいろと起きているのだと思いますが、ご提案において、放置バイク等の最終的な保管場所と保管期間、これは協議の上で進めるというふうになって記載があります。これについて、今現在において、期間経過後の処分について、具体的に費用負担をどのように想定されているのか、なかなか、決め切れない部分あるのかもしれないんですが、その辺りをもう少し具体的にお聞かせ頂ければと思います。

【日本管財株式会社】

特定公共賃貸住宅の契約戸数のシミュレーションについてなんですけども、令和 8 年度は、0 件としているのは、前回指定期間中の 5 年間の実績が 2 件に留まっていることを踏まえて、令和 8 年度については準備期間の後、家賃の設定等をちょっと変えるっていうところ、近くの不動産屋さんとか回ったりして、いろいろ準備期間というところで、我々検討しております、一旦こちらについては前提にして令和 9 年度以降から順次活動を進めていければという形でシミュレーションをさせていただいております。

前回の 2 件っていうところも、今回設定させていただいている数が妥当かっていうところなんですけども、正直実際は今回いろいろ新たに加えてる提案も含めて令和 8 年度から準備期間を踏まえて準備していくという中で、何とか達成できる数字で一旦シミュレーションを私たちはしたというふうに考えてあります。

2 点目の質問について、お答えさせてもらいます。自転車を初めとして、不法放置されているバイクの処分についてなんですけども、やはり自転車について、自治会様のほうで対応されている事例があります。

バイクになってきますと、持ち主の方から、自分のバイクがなくなったと、後で言われる可能性もありますので、自転車のように対応するのは難しいと思います。

そこで、自治会と自治体様、日本管財で協議した上で、法的に問題がないような対応をとって、処分という形になるかとは思います。処分する費用については、協議事項かと考えております。

[委員]

費用負担について、現状でどのように想定しておられるか、もう少し具体的にお聞かせいただけますか。想定なので、不法放置の件数として、数十、百といった大量に発生されましたらそれは、もちろん協議を進めていきたいというのは理解できるのですが、一切関与しませんというような、そういう感覚なのか、あるいは、ある程度対応しますという感覚なのか何かこう今お答えできる範囲であればお願ひできればと思いますでしょうか。

[日本管財株式会社]

当社の支出では、今のところは考えていないので、門真市様に協議させていただきます。指定管理料についても、なかなかこの費用に充てることは難しいんではないかなという。

[委員]

分かりました。

[委員長]

よろしいでしょうか。時間もきましたので、以上で質問を終了させていただきます。

[事務局]

これでプレゼンテーション及び質疑応答を終了させていただきます。選定結果につきましては、10月下旬を目途に通知いたします。本日はありがとうございました。

(日本管財株式会社退室)

[委員長]

それでは、プレゼンテーション及び質疑応答の内容について採点を開始してください。なお、書類審査同様、審査するうえでご質問やご意見などがあれば、適宜ご発言ください。

(採点)

[事務局]

採点終了5分前となりました。

[委員長]

皆様、採点は終わられましたでしょうか。
何か委員の皆様よりご意見はございますか。

[委員]

本部経費は、毎年何千万円が費用計上されています。先ほど言いましたように、従業員さんにもお金を支払っており、水光熱費だったら、どこかの電力会社等に支払っています。つまり、費用の相手科目は最終的に何らかのお金が出るけれども、本部経費は、費用計上するもののお金が出るわけでもありません。指定管理者は、事業者さんからいろいろやっていただけますということだったので、事業者さんからこれだけのお手伝いをしたということで、請求書が来て、事業者さんにお金を支払うと思っていました。しかし、支払いをしておりませんということだったので、その費用は、何に基づいて計上されているのかが全く分からなかったです。

お金が出ていないのであれば、この本部経費が丸々利益になってしまう可能性があります。その他の本部経費は、トータルでいうと1億8700万円になります。

1億8700万円が丸々利益になるぐらいだったら、もっとほかに、例えば、空き家対策とか、または先ほどのバイクの処分費用は払えませんということだったので、そういうものに充ててもらうという形で、他に何か利用者にとって利益になる部分があれば、それに充ててほしいというのがあって、質問させていただきました。

【委員長】

事務局で、もう少し明確になるような追加資料など、要望できるのであれば、要望してもらうほうがいいでしょうか、

【事務局】

毎年、年度当初に前年度の報告書を提出してもらっており、支出状況については、毎年度把握しております。

【委員】

本部経費についても記載されていますか。

【事務局】

はい。ただし、それが、どういうふうに使われてるか、その中身までは確認はしておりません。例えば本日 4 名の方が事業者として、プレゼンテーションに来られましたが、門真市営住宅管理センターの職員は 1 名で、他の 3 名は日本管財から来られているので、その方たちの入会費が含まれていると言われてしまうと、それは、本部経費になるのかなと考えます。

【委員】

本部経費が全て不要であるとは思っておりませんが、それについて、もう少し具体的で詳細な資料や積算基礎がないのか、説明が欲しかったです。本部経費については、ある程度、しかたないというのも分かっていますけれども……。

【委員長】

懸念事項として一つ、事務局でそれを少し記録しておいて、こういうことがある可能性があるので、少し今後気をつけていただくということで対処していただくということでよろしいですか。ちょっとこれあまりこれ議論しても、解決するわけではありませんので。

他にご意見がないようでしたら、採点を終了いたします。

事務局で採点表を回収し、集計をお願いします。

【委員長】

集計結果がでていますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、集計結果についてご報告させていただきます。

書類審査が833点、プレゼンテーション審査が393点で、総合得点が1226点でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

何か委員の皆様よりご意見はございますでしょうか。

それでは、書類及びプレゼンテーションの総合得点の6割である900点を超えたので、指定管理候補者を申請団体である「日本管財株式会社」と決定してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし

【委員長】

それでは、以上のとおり、門真市長に答申を行うことを決定いたします。

各委員の皆様におかれましては、お忙しい中長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。

最後に、今後の日程について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

今後の日程でございますが、まず、審査結果について、市長に答申し、答申後、申請団体に対し、10月下旬を目途に選定結果を通知するとともに、12月議会に議案を提出し議決を求めます。この議会での可決をもって候補者は指定管理者として決定されます。

また、会議録の公開についてでございますが、本日より2週間以内に、第2回選

定委員会の会議の内容を完結にまとめた要旨を公表します。

会議録につきましても、前回会議で申し上げましたとおり、第2回選定委員会終了後速やかに、第1回と第2回選定委員会の会議録を併せて公表します。

委員の皆様へメールにて会議録をお送りさせていただきますので、ご自身の発言箇所についてご確認をお願いいたします。

最後に、各委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、指定管理者候補者選定に際し、慎重なご審議を賜り、本施設にふさわしい指定管理者候補者を選定いただきましたことを心から御礼申し上げます。

【委員長】

ただいまの内容について、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

無いようでしたら、本日の委員会はこれをもちまして閉会としたいと思います。

皆様、本日は、長時間にわたりご審議いただき大変お疲れ様でした。